

入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年6月1日

分任契約担当官 陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 原口 誠二

1 工事概要

- (1) 工事名 海田市（R5）153号整備工場照明器具更新工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊海田市駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
建築工事、電気工事
- (4) 工期 令和6年3月29日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5、6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「電気工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定

通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級建築工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者である。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・1級建築工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であり、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者。

イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(10) 中国四国防衛局管轄区域内（広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県）に建築業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊

担当 里平

TEL 082-822-3101（内線2340） FAX 082-823-4226

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年6月1日から令和5年6月15日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後4時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこととし、郵送等を希望される場合は、送料負担は希望者負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年6月15日 午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限及び提出期限 令和5年7月14日 午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月18日 午前9時00分

イ 場所 陸上自衛隊海田市駐屯地 会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収します。

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は請負代金額の10分の3以上とする。この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められると認めら

れるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 配置予定主任技術者の確認落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (9) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

- (10) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (11) 契約書作成の要否

要

- (12) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)と同じ。

- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (14) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。（様式随意）

- (15) 詳細は、入札説明書による。

工事仕様書

1 工事件名 海田市（R5）153号整備工場照明器具更新工事

2 工事場所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田駐屯地）

3 工期 契約締結日から令和6年3月29日

4 工事概要（細部図面参照）

照明器具更新 ・・・ 195台

5 一般事項

(1) 適用基準等

本工事の施工は、本仕様書によるほか、設計図、公共工事標準仕様書等に定めるところに従い誠実に行うものとする。

また、これに定めのない事項については、監督官との協議による。

(2) 安全確保

施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において原形に復旧するものとする。

(3) 現場管理

ア 元請負者が下請負者と契約して行う工事では、契約後、請負者が監督官へ「施工体制台帳」を提出しなければならない。

イ 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全対策の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。

ウ 工事内容に応じて危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意喚起すること。

エ 停電作業を行う場合において、主任技術者等は復電時の検電、電圧等の最終確認を行うこと。

(4) 工事写真

撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築設備編」を参考とすること。

(5) 発生材の処理

請負者は、施工により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて監督官に提出する。

(6) 産業廃棄物の処理等

本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分する。

また、工期内で最終処分は完了させること

(7) 主要資材

本工事に使用する資材は本設計図書に適合するものとし、すべて新品とする。

6 特記事項

(1) 入札前同等品申請

仕様書に【参考】として記載している器具以外の使用を予定している入札参加（予定）者は、使用予定をしている器具の仕様及び参考として記載している器具の仕様との比較表等を作成し、同等または同等以上である根拠をもって事前に同等品申請を行うこと。（比較表等がない場合、同等品申請は受理しない。）

入札前に同等品申請のなかった業者が落札した場合、落札後の同等品申請は受理しない。

(2) 本建物は基本的に平日に車両等整備を実施している工場であるため、通常の平日工事が難しいため、土曜日、日曜日、祝祭日での工事となることを踏まえ工程表を作成すること。

(3) 本工事で使用する照明器具について、参考器具の使用であっても、器具発注前に監督官の承認を受けること。

(4) 各種測定等

照明工事における各種測定検査については、写真及び報告書を作成し工事完成時に監督官に提出する。

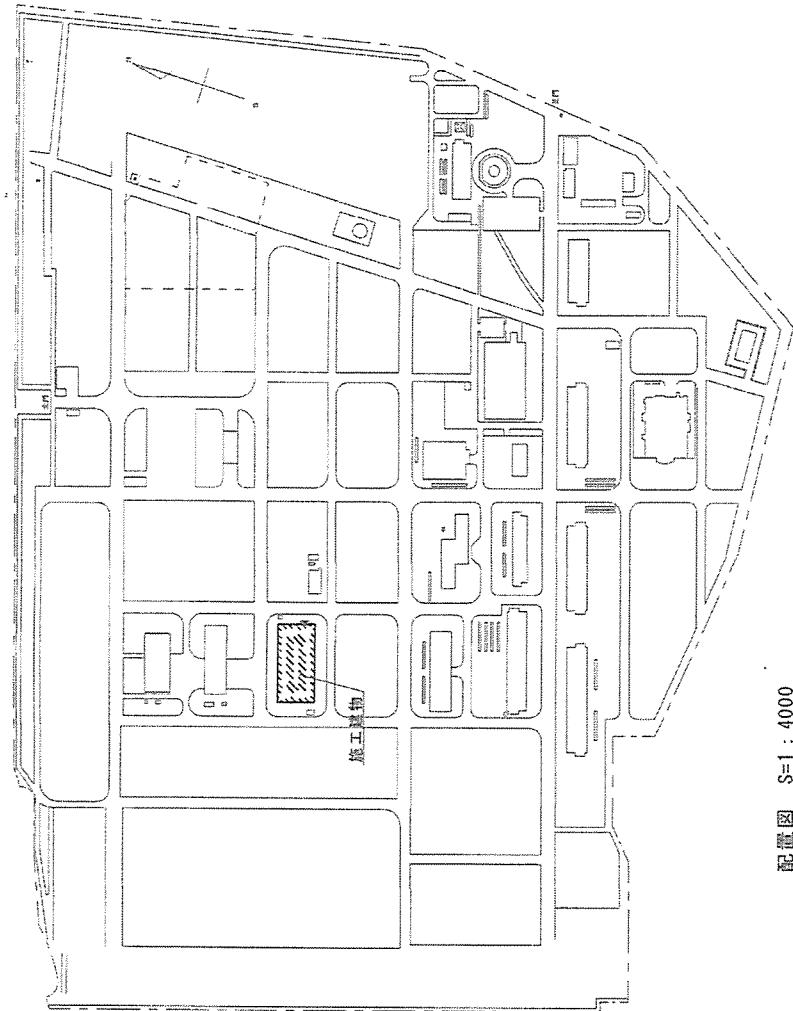
(5) 本工事で撤去する照明は、器具と灯管に分けて発生材として官側に引き渡すこと。

7 提出書類

監督官が指示する書類

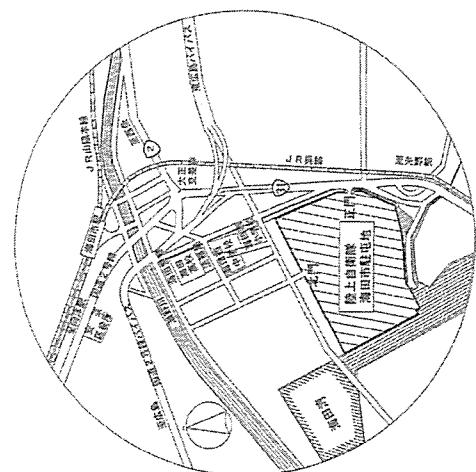
8 完成検査

本工事の完成検査は、現場検査及び書類検査の受検態勢が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に検査官により実施する。



配置図 S=1 : 4000

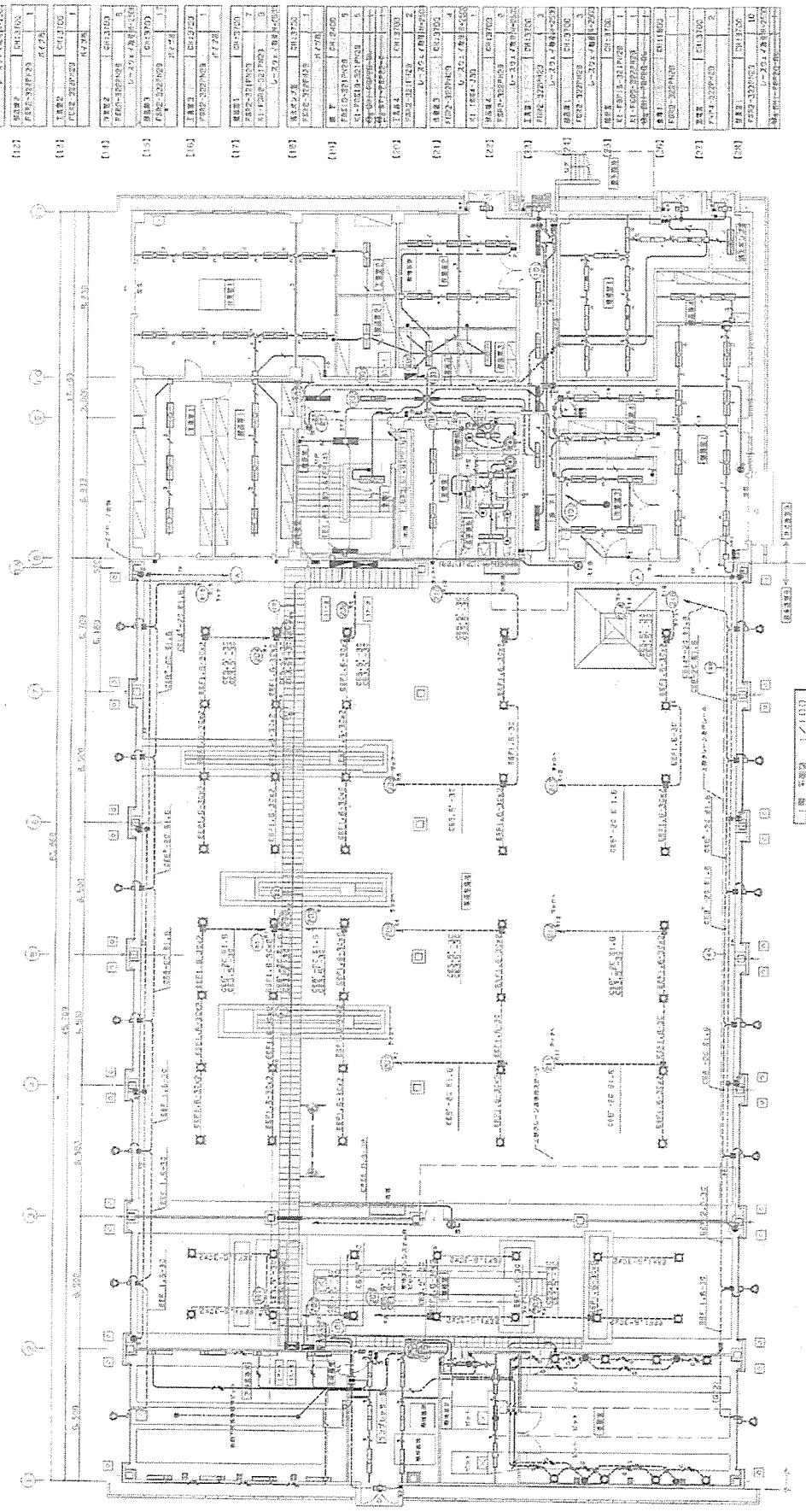
※駐車場内平日 8 時 15 分から 17 時まで全面禁煙
(休日、12 時から 13 時は除く)
※作業場所及び売店以外の建物は原則立ち入禁止



案内図 NS

工事名	海田市 (05) 153月度工場照明器具更新工事	格尺	圖面番号
図名	案内図・配図	国示	3 / 8

陸上自衛隊 海田市駐屯地警備 管理科 管理班

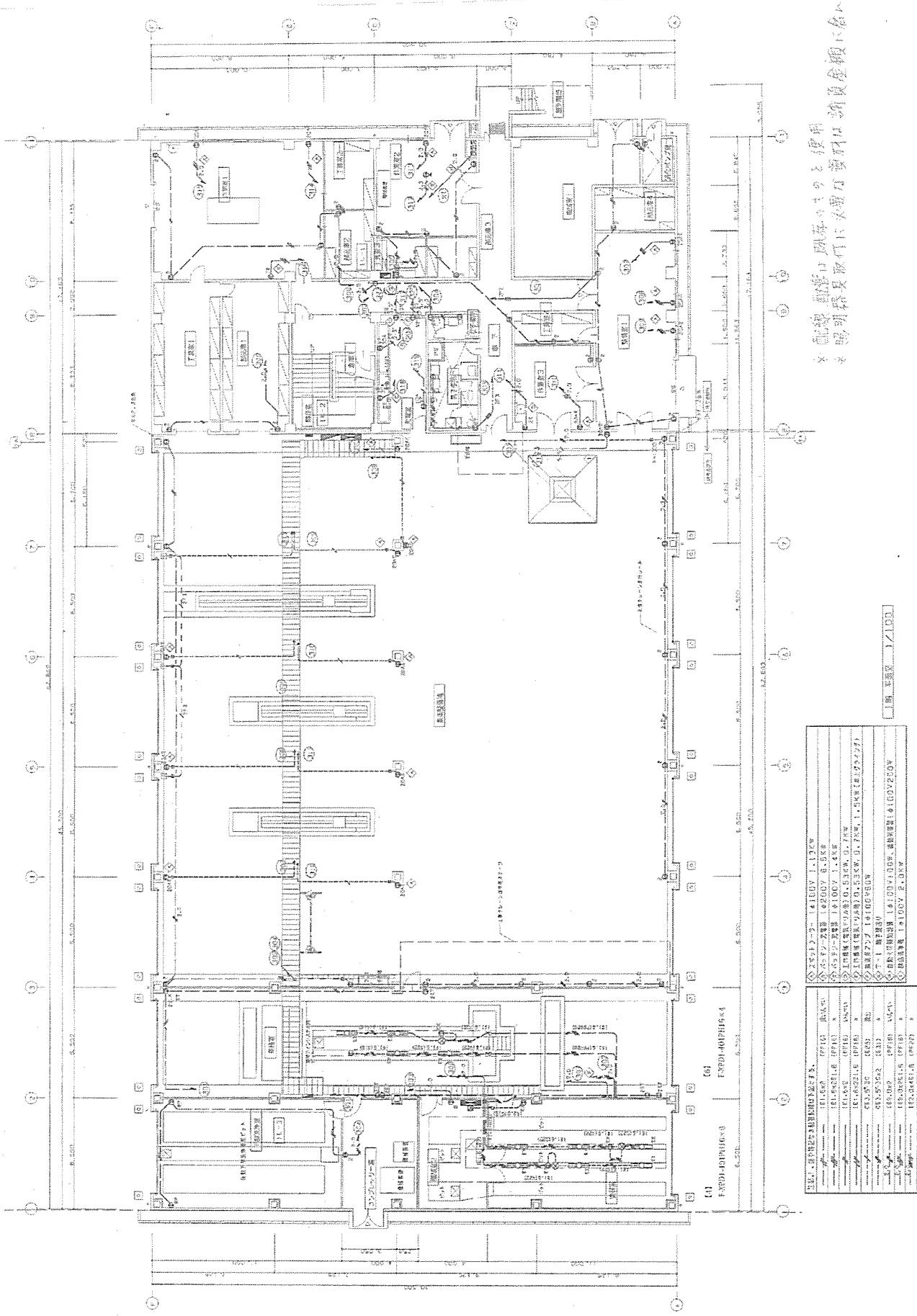


工事件名	青田町 (86) 15号機械工場附属機具貯蔵庫 (1)	図名	規格	備考
101	機械器具	機械器具	規格	規格
102	機械器具取扱い	機械器具取扱い	規格	規格
103	荷物	荷物	規格	規格
104	機械器具	機械器具	規格	規格
105	機械器具取扱い	機械器具取扱い	規格	規格
106	荷物	荷物	規格	規格
107	機械器具	機械器具	規格	規格
108	機械器具取扱い	機械器具取扱い	規格	規格
109	荷物	荷物	規格	規格
110	機械器具	機械器具	規格	規格
111	機械器具取扱い	機械器具取扱い	規格	規格
112	荷物	荷物	規格	規格
113	機械器具	機械器具	規格	規格
114	機械器具取扱い	機械器具取扱い	規格	規格
115	荷物	荷物	規格	規格
116	機械器具	機械器具	規格	規格
117	機械器具取扱い	機械器具取扱い	規格	規格
118	荷物	荷物	規格	規格
119	機械器具	機械器具	規格	規格

工事件名	海田市(35)15号堅木工場解印塔頭販賣工作	縦	R	面識号
圖名	底座、電線開關器 (1)半剖面 (2)	N.S.	S.B.	

[圖紙編號] Y1231
[圖面題名] 地上自衛隊 海田市駐屯地氣象站、気象科 計量課

360.00000 360.00000 360.00000 360.00000



i	SH1-FSF21-SL	旧	SH1-FSF21-SL	取付場所 廊下(3F)	j	SH1-FBF20-BL	旧	SH1-FBF20-BL	取付場所 廊下(2F)	k	SH1-FSF22-C	旧	SH1-FSF22-C	取付場所 車両整備場 庫室(1F)	l	SH1-FSF23-C	旧	SH1-FSF23-C	取付場所 廊下(3F)	m	SH1-FSF23-C	取付場所 廊下(3F) × 1				
SP-2	LSD2-SKL1-BF11	旧	K1-FBF15-321 PH	取付場所 閣蔵室(2F)	天井直付形 高天井用	SP-3	** * * *	旧	K1-FBF15-321 PH	取付場所 閣蔵室(3F)	天井直付形 高天井用	SP-7	** * *	旧	HSR1H • W 400W	取付場所 車両整備場 庫室	SP-13	** * *	旧	HSR1H • W 100W	取付場所 車両整備場 庫室	SP-5	** * *	旧	HSR1W • W 400W	取付場所 車両整備場 庫室
SP-5	LSD2W-200	旧	HSR1H • W 400W	取付場所 車両整備場 庫室	天井直付形 高天井用	SP-7	** * *	旧	HSR1H • W 400W	取付場所 車両整備場 庫室	SP-8	** * *	旧	FPR4-322 PH	取付場所 充電室	SP-14	** * *	旧	FRS-15-322 PX	取付場所 作業室	SP-12	** * *	旧	KI-130	取付場所 作業室	

工事件名	滑落帶 (06) 163号設備工場照明器具更新工事	箱尺	圆周管号
団名	東日本旅客鐵道	管種類	Ø / G

地上自前線 海田筋地盤